

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">幹線交通検討分科会設置要綱</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 分科会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総括し、分科会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 会長は、必要に応じ分科会を招集する。</p> <p>2 会長は、必要に応じ、分科会に委員以外の者を出席させ、説明または意見等を求めることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p> | <p style="text-align: center;">幹線交通検討分科会設置要綱</p> <p>(分科会長及び副分科会長)</p> <p>第4条 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、委員の互選により、これを定める。</p> <p>2 分科会長は、会務を総括し、分科会を代表する。</p> <p>3 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 分科会長は、必要に応じ分科会を招集する。</p> <p>2 分科会長は、必要に応じ、分科会に委員以外の者を出席させ、説明または意見等を求めることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、分科会長が別に定める。</p> |

幹線交通検討分科会設置要綱（案）

（目 的）

第1条 大竹市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、幹線交通の整備内容等について検討するため、「幹線交通検討分科会」（以下「分科会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 分科会は、次に掲げる事項について検討を行い、大竹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に提案を行う。

- （1） 幹線交通の運行に係る基本事項
 - ア 運行ルート
 - イ 運行車両
 - ウ 乗降施設（停留所）の位置
 - エ 運行ダイヤ
 - オ 運賃
- （2） 利用促進の手法
- （3） 運行内容の評価・改善方法
- （4） その他、協議会が必要と認めたもの

（組織）

第3条 分科会は、自主的かつ主体的に参加し、活動する者をもって委員とし、組織する。

（会長及び副会長）

第4条 分科会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総括し、分科会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 会長は、必要に応じ分科会を招集する。

2 会長は、必要に応じ、分科会に委員以外の者を出席させ、説明または意見等を求めることができる。

（任期）

第6条 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げないものとする。

（庶務）

第7条 分科会の庶務は、自治振興課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月17日から施行する。